

令和 4 年 8 月 26 日

第 13 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

## 招集日時及び場所

日時 令和4年8月26日  
午後1時30分～午後3時30分  
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会長 横峯 均

7番	山口 安任	13番	犬童 正成		
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	15番	福山 勝也		
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠		
		12番	花園 ハルエ		

#### 農地利用最適化推進委員

25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直		
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

1番 大城 勝司 6番 井町 和夫 9番 尾道 睦雄 17番 外園 優  
18番 澤田 泰之

## その他出席者

吉岡、犬渕、倉本、荒木、大島

## 会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第4条事業計画変更申請について
議案第 7号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 8号	農地法第5条事業計画変更申請について
議案第 9号	農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地判断について

- 議長 皆さんこんにちは、ただいまから第13回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は14人で定足数に達しております。  
なお、1番委員、6番委員、9番委員、17番委員、18番委員から欠席届が提出されています。  
推進委員につきましては、全員出席されています。  
議事録署名委員を指名いたします。  
4番委員と5番委員を指名いたします。
- 日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。  
(「異議なし。」と言う者あり。)  
会期は本日1日限りといたします。
- 日程5 諸般の報告  
総会後の業務報告等(会長報告、省略)  
合意解約等の報告(事務局報告、省略)
- 議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。13番委員  
に関係する議案がございますので、まず13番委員の除斥をお願いします。  
(13番委員 退室)
- 議長 それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (議案第1号申請番号第8-1について総会資料により説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。11番委員、審議結果の報告をお願いします。
- 11番 11番です。所有権移転第8-1、位置図は7ページ左側を御覧ください。申請地は、名  
護港から西へ740mほど行った所にあり、許可後は、水稻を耕作されるとのことでした。  
申請人との関係は他人で、現地確認したところ、既に耕作はしてませんでしたけど、耕うん  
して水が張ってあったということで、審議の結果、所有権移転第8-1は、農地法第3条第  
2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。
- 議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。  
(なしの声あり)
- 議長 なしということで、調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定して  
よろしいでしょうか。  
(はいの声あり)
- 議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請第8-1については、許可と決定いたしま  
す。  
(13番委員 入室)
- 議長 引き続き、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 (議案第1号申請番号第8-2から第8-5について総会資料により説明)
- 議長 報告を8-1から5項までを11番委員、8-6から11項を13番委員をお願いいたし  
ます。では、11番委員をお願いします。

1 1 番 1 1 番です。申請番号第8－2から第8－5を報告します。所有権移転8－2、申請地地図は7ページの右側を御覧ください。ここはちょっと二つに斜め線と、してない所ありますが、ここは奥の方を畑にして手前を住宅にするということだったみたいです。住宅の状況はちょっと低かったけど、盛土をしてそういうことで、あるいは、トイレ等は浄化槽を使ってするそうです。雨水は近くに12、3cmぐらいの側溝がありましたので、そちらの方へ流すということでした。

次の8－3ですね、地図は8ページの左側を御覧ください。ここはちょっと地図が〇〇〇〇番と〇〇〇〇番、〇〇〇〇番〇と、ここも同じ人ですので、いいんじゃないかということです。

次に8－4ですね、同じく8ページの右側を御覧ください。ここはちょっといろんなところでちょっと大変だったんですが、せっかく荒れてはいたんだけど、先ほどからもう自分で機械なんかを入れて、きれいにして、畑、田んぼを作るということでしたので、それならば、お願いしようかということなんです。

次に8－5ですね、位置図は7ページの左側を御覧ください。申請地は、連尺野自治公民館から西へ約170mほど行ったところにあり、許可後は、水稻をされるということでした。申請地との関係があったんですが、現実には申請人が耕作する農地がありまして、現在、行って見たところ荒れてはいましたけど、自分のところで荒らせておくのはもったいないということで、現地の方と立会いながら、許可していいんじゃないかということでした。審議の結果、所有権移転2から5は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 1 3 番委員、お願いします。

1 3 番 1 3 番です。所有権移転、第8－6から第8－11及び空き家に附属した農地の指定を報告いたします。申請番号8－6、位置図は9ページを御覧ください。申請地は、石坂分署から南西に約770mぐらい行った所でございます。許可後は水稻を耕作されるということで、申請人との関係は親類ということで、現地は現在も水稻が耕作されており、何も問題はないなというふうに思っております。

申請番号の第8－7、位置図は10ページです。申請地は、高尾野中学校から南東へ約260mほど行った所にあります。許可後はかんしょを耕作されるというようなことでもございました。申請人との関係は知人ということです。現状はきれいな畑として耕うんをされておりまして、何も問題はないというふうに思いました。

次に申請番号第8－8、位置図は10ページです。申請地は、しもぞのクリニックから南へ約120mぐらい行った所にあります。許可後は野菜を耕作されるということでした。申請人との関係は、おじさんということです。現地は住宅地の中にもありましたけれども、野菜は作れる状態かなというふうに思ったところでした。

申請番号第8－9、位置図は11ページです。申請地は慈光苑から西へ約370m行った所にあります。許可後は水稻を耕作されるということでした。申請人との関係は知人だそうです。現地は現在も水稻が耕作されておりまして、何も問題ないなというふうに思ったところなんです。

第8－11については、親子間の所有権移転により現地調査を行わず、事務局の報告説明により協議をいたしました。それから、空き家に附属した農地ということで、第1項、6ペ

ーの図は15ページにあります。申請地は高尾野町下水流、畑552㎡で、空き家バンクに登録されている空き家に隣接しており、現在は不耕作地ということでしたけれども、家をリフォームされる時に畑もきれいにされるのかなというふうに思ったところでした。

以上、所有権移転第8-6から8-11は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断をいたしました。また、空き家に附属した農地の指定については差し支えないと判断をいたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。  
(なしの声あり)

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では所有権移転、全件許可相当及び空き家に附属した農地の指定については差し支えないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については全件許可、また、空き家に附属した農地の指定については、差し支えないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。その前に、25番委員が該当しますね。退室をお願いします。  
(25番委員 退室)

事務局 (議案第2号申請番号8-201について総会資料により説明)

議長 11番委員、結果報告をお願いいたします。

11番 11番です。8月23日に13番委員と21番委員と事務局職員とで審査した結果を報告します。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。  
(なしの声あり)

議長 なしということで。事務局及び調査員の報告がされましたが、調査員の報告どおり適当と決定してよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定いたします。  
では、入室をお願いします。  
(25番委員 入室)

議長 では事務局、お願いいたします。

事務局 (総括表に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。13番委員、お願いします。

13番 13番です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断をいたしました。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。  
(なしの声あり)

議長 ないようです。調査員からは適当と報告されましたが、そのように決定してもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり全件適当と決定します。

議長 議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局 (議案第5号第1項について総会資料により説明)

議長 15番委員をお願いします。

15番 15番です。8月24日、10番委員、22番委員と事務局職員で、調査した結果を報告いたします。申請地は平和町、株式会社ヒラヤマの東側に位置し、現在は不耕作の畑です。申請面積は駐車場の敷地面積として3,186㎡であり、妥当であると思われます。造成については現状のまま利用し、隣接地周囲にはブロック塀を設置することです。雨水については道路側溝を利用することです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 事務局、お願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 15番委員をお願いします。

15番 15番です。調査日等については省略いたします。申請地は、西出水町、出水高校から南西へ350mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として282㎡であり、妥当と思われる。生活排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用されます。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 続いて第3項。

事務局 (第3項について総会資料により説明)

議長 14番委員をお願いします。

14番 14番です。調査日は8月24日、23番委員、事務局職員、私で調査した結果を報告します。申請地は、たかおの交流館の東側に位置し、現在は不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅、事業用倉庫1棟及び駐車場を建設する敷地面積として948.2㎡であり、妥当と思われます。造成については、地図41ページの東側を御覧ください。東側の方が低くなっていますので、80cm程度の盛土を行い、隣接地境界にはブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水については、西側の交流館側の方に側溝が通っていますので、側溝の方に道路を横断して側溝へ流すことです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では全件やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については全件やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第4条事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第6号第1項について総会資料により説明)

議長 10番委員をお願いします。

10番 10番です。8月24日、15番委員と22番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。議案第6号8-1第4条の事業計画変更について、資料は42ページ、地図は43ページ、先ほど申された地図、差し替えがありますけども、これを見てください。この地図は後でまた事案にも出てきますので、御記憶ください。転用目的は車庫、通路、排水施設です。面積は135.28㎡、申請地は出水中学校から南西へ150mほどに位置し、前回許可後から少し整地してありました。周囲は新しい家が建ち並び、一団の住宅地として整備されてきました。事務局より説明があったとおり、今借りている事務所の家賃が月10万なので、当初は事務所と総合新築し、規模拡大を図る予定でしたが、現在の状況ではコロナ等ですね、リスクが大きく断念せざるを得ない状況となり、共有部分の通路、排水施設及び車庫についての施工は終わっております。別途46ページ第5条申請で報告しますので、先ほど面積的にですね、この地番も書いてありますけども、斜め線でですねこの細い所があります。〇〇〇〇番〇が車庫で、〇〇〇〇番〇が通路、〇〇〇〇番〇が排水施設です。ここをちょっとよく見てください。雨水はですね斜線部分に側溝と暗渠が施工してあり、北側の排水路を利用されるそうです。上の方ですね、ちょっと広い道のようになっています。側溝といえますか、ちょっと広い川、側溝になっていました。調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等は明確であり、事業計画の変更は承認と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ないようです。調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第6号農地法第4条事業計画変更申請については、承認と決定いたします。

議長 続きまして議案第7号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号第1項について総会資料により説明)

議長 15番委員をお願いします。

15番 15番です。調査日等は省略いたします。申請地は、下知識町、特産館いずみから南へ150mほどに位置する水田で、現地は既に造成が進んでおり、始末書が添付されております。申請面積はペットボトル工場1棟分の面積として2,953㎡であり、妥当と思われま

造成については現状のまま利用し、隣接地境界にはよう壁を設置し、土砂が流出しないような措置をとるそうです。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については水路に放流するとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。  
(なしの声あり)

議長 ないようですので、調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定いたします。

議長 議案第8号農地法第5条事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第8号第1項について総会資料により説明)

議長 10番委員をお願いします。

10番 10番です。調査日等については、先ほど報告いたしましたので省略いたします。議案第8号の8-1、第5条の事業計画変更について、資料は46ページ、地図47ページの左側です。この地図ですけれども先ほど差し替えであった地図を見てください。面積は329.72㎡、転用目的は一般住宅、申請地は出水中学校から南西へ150mほどに位置し、先ほど第4条の事業計画変更で報告した残地となります。真ん中のプラス印の所です。地図47ページの斜線部分と小さい四角形の斜線部分は出入口部分で、先ほど説明がございました、地番は〇〇〇〇番〇という所です。四角の小さい所ですけれどもこれが2分の1の持分となります。これが出入口ですね。この土地の処分を決定したところ、今回の申請となりました。生活雑排水は合併処理槽、雨水は北側の排水路へ流すとのことです。調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等は明確であり、事業計画の変更は承認と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ないようです。調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、議案第8号農地法第5条事業計画変更申請については、調査員の報告どおり承認と決定いたします。

議長 続きまして、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第9号第8-1項について総会資料により説明)

議長 15番委員をお願いします。

15番 15番です。調査日等については省略いたします。申請地は、緑町、ハローワークいずみから北へ50mほどに位置し、不耕作の田んぼです。申請面積が宅地分譲地2区画分の面積

として497㎡であり、妥当と思われます。造成については盛土を60cm程度行い、隣接する土地周囲には、既にブロック塀が設置されておりました。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことでした。51ページ、左側の地図を見ていただくと、この申請地の両側が側溝になっております、斜線部分の両側がですね。左側の道路に下水が通っておりまして、そこのマンホールへ向けて二つ、2区画分ともそれぞれ下水に流すということでした。雨水については両側側溝に流すということでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第8-2項の説明をお願いします。

事務局 (第8-2項について説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。調査日等は省略します。申請地は米ノ津中学校北側に位置し、不耕作の畑です。申請面積は借家2棟を建築する面積として598㎡であり、妥当であると思われます。一体利用地として隣接する宅地一筆があります。造成については、少し道路より低いので、40cm程度の盛土を行い、隣接境界にはブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は、下水道、雨水については集水桝を設け、道路側溝、国道3号線側に流されるということでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、第8-3項の説明をお願いします。

事務局 (第8-3項について説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。調査日等は省略します。申請地は高尾野町、江内小学校から北に500m程度に位置し、不耕作の畑です。申請面積は一般住宅1棟を建築する面積として、598㎡であり、一般住宅の基準である500㎡を超えています。東側に地図で見ればですね、52ページなんです。〇〇〇〇番の所にすごい段差があってですね、勾配があって急なために、ちょっとオーバーする格好に、法面の関係でなっているようです。前面道路から進入路が必要であるため等の理由書の添付があり、妥当であると思われます。造成については、20cm程度の盛土をして、隣接地境界にはブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝を利用されるということでした。周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 次に第8-4項の説明をお願いします。

事務局 (第8-4項について説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 11番です。ここは先ほど説明したんですが、掛腰の方から国道3号線に行く通りなんです。先ほど説明した長細い畑で、奥は畑で手前に家を建てるということで、ちょっと低い土地でしたが盛土をするということで、生活雑排水は合併浄化槽ですね対応するということでした。道側には40cmほどの側溝がありましたので、そちらを雨水については利用するということでした。周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、第8-5項の説明をお願いします。

事務局 (第8-5項について説明)

議長 10番委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番です。調査日等は省略いたします。議案第9号の8-5です。第5条の申請について資料は49ページ、地図は53ページ左です。転用目的は駐車場、面積は83㎡、申請地は上鯖浜、萩之段公民館から南西へ150m、国道447号線沿いに位置し、栗の木が植えられている畑でした。申請面積は送迎用のマイクロバスの駐車場の敷地面積として83㎡であり、妥当であると思われます。造成については、隣接する土地の境界にはブロック塀を設置し、国道447号線沿いのU字溝までですね、手前まで70cmほど低いので埋立てて整地するという事です。雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないものと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題ないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて8-6項の説明をお願いします。

事務局 (第8-6項について説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。調査日等は省略します。申請地は高尾野町下高尾野の石坂分署から北東へ250mほど位置した、現在、不耕作の畑です。本当に不耕作の藪でした。申請面積は一般住宅1棟を建築する面積として297㎡であり、妥当と思われます。造成については、隣接する道路高さまで40cm程度盛土をして、隣接等の境界にはブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をしました。以上です。

議長 続きまして、第8-7項の説明をお願いします。

事務局 (第8-7項について説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。省略、省略が多いんですが私もそれに倣って、第8-7項ですが、これも39ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第3項で説明しましたので省略をし、判断だけをします。許可相当と判断をいたしております。以上です。

議長 続きまして、第8-8項の説明をお願いします。

事務局 (第8-8項について説明)

議長 15番委員、調査の報告をお願いします。

15番 15番です。調査日等については省略いたします。第8-8項については、資料39ページ、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第1項で説明しましたので省略します。審議の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、第8-9項の説明をお願いします。

事務局 (第8-9項について説明)

議長 10番委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番です。調査日等については省略いたします。除外の第2項で説明しましたとおりですので、第8-9項については、審議の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 第8-10項の説明をお願いします。

事務局 (第8-10項について説明)

議長 10番委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番です。調査日等は省略いたします。第5条の申請番号8-10については、先ほど申されたようにですね、資料46ページ、農地法第5条事業計画変更申請で説明いたしましたので省略します。審議の結果、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。  
(なしの声あり)

議長 ないようです。調査員の報告では、全件許可相当との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 はい、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定します。

議長 議案第10号非農地判断についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。  
事務局 (議案第10号第8-1項について総会資料により説明)

議長 10番委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番です。調査日等は省略いたします。非農地判断、資料56ページ、地図は59ページ左です。面積は398㎡、申請地は青年の家から南へ200mほどに位置し、クヌギが植林されている畑です。現場の状況から見てですね、高さ15mほどに成長していて、20年以上は経過していると思われ、地主も県外に住んでおり、手入れされていない。申請どおり、年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たされていますので、承認と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第8-2項についてお願いします。

事務局 (第8-2項について説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。餅井自治公民館の西側に位置し、もう一般住宅が1棟建っていました。それも本人が、もう二十数年前、三十年近く前に建てたんですけど、本人が亡くなってからもう十数年くらい経ってですね、見た目は非常に家もいいようですが、もう周りがどうしても藪になっているというような格好で、現場の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断をいたしました。以上です。

議長 第8-3項についてお願いします。

事務局 (第8-3項について説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地は、野田町下名、国道3号線沿いにある阿久根との市境に位置している倉庫兼事務所1棟ともはっきり言って雑草の山です。私が若かりし頃、消防にいた時にですね、火事があった所で、場所的には非常に覚えていたんですけど、この頃高速が通ってあんまり3号線を通らないもんですから、非常に荒れ果てているような所で、持ち主は、川内にリサイクル業をしている〇〇〇商店かな、その人なんですけど、どうしても山林に囲まれていただけではいけないというような所で、今度いろいろやりたいというようなことで聞いております。農地への復元は困難な状態で、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断をいたしております。以上です。

議長 次に、第8－4項をお願いします。

事務局 (第8－4項について説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地は高尾野町江内の株式会社マルトミフーズ江内工場から西へ約90mぐらい行った所にあります。現在は家が建っていました。周囲は宅地及び山林に囲まれていて、現場の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断をいたしました。以上です。

議長 第8－5項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第8－5項について説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。高尾野町柴引の平八重公民館で、知ってる人は知ってるんですが、これも私が若い頃、消防で夜中に火事があった所なんですけど、もう今はですね、はっきり言って、航空写真で判断をさせてもらいましたが、もう、人界未踏の土地と言ってもいいぐらい、荒れ果てている所です。農地への復元は困難な状態で、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断をしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 16番委員、どうぞ。

16番 16番です。57ページの8－5の上から5番目の所ですけど、現況が田となってるんですけど、これは間違いですか。

事務局 すみません、上と下が、田と山林が逆です。申し訳ないです。

議長 ほかにございませんか。

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第10号非農地判断について、全件承認と決定します。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○委員の除斥について(事務局説明 省略)

○農業委員会活動記録簿の提出について(事務局説明 省略)

○今後の遊休農地解消の進め方について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第13回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印